

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月二十三日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山 裕

一 道路の種類 県道

二 路線名 原郷熊谷線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
埼玉県熊谷市玉井一丁目一六番地先か ら同市玉井一丁目一九番地先まで		区 間
一三・〇〇〇〇一六・〇〇六	一三・〇〇〇〇一三・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一九・九五		延長 (メートル)
平成二十八年三月二十九日付埼玉 県熊谷県土整備事務所長告示第九 号の道路予定区域の一部変更であ る。 熊谷市土地区画整理事業		備 考